

第8回 官業民営化等WG 議事録（財務省ヒアリング）

1. 日時：平成17年10月5日（水）16:00～17:00
2. 場所：永田町合同庁舎1階第1会議室
3. 項目：国税のクレジットカード決済
4. 出席： 規制改革・民間開放推進会議
鈴木主査、原主査、白石委員、安念専門委員、大橋専門委員
財務省
国税庁 管理課長 横山 恒美
管理課長補佐 岡野 淳一

原主査 どうもお待たせして申し訳ございませんでした。私どもからすると、今日はこれで最後なので、ほっとしているところですが、国税のクレジットカード決済ということで、一応時間は5時までということで予定はしておりますけれども、できればもう少し早く終わらないかなと思います。10分程度お話を伺いして、あとは意見交換させていただけたらと思っております。

どうぞ、よろしく願いいたします。

横山管理課長 済みません、お疲れのところ、私どもも早く終わりたいので。

それでは、資料の方は「規制改革・民間開放推進会議 官業民営化等WG ヒアリング調査票」というのと「国税納付の仕組み」というものが出ておりますでしょうか。

それで、現状を御説明したいんですけども、一応、国税に関しましては、この資料にあるように「1 現金での納付方法」と「2 キャッシュレスでの納付方法」と2つございます。

現金での納付の方法は、金融機関、日本銀行歳入代理店ということで、郵便局を含む全国4万2,000か所で納付をするシステムになっております。

最初の別紙1を見ていただきますと、納税者が現金と納付書を持っていきまして、金融機関で領収書を受け取る。それが日銀なり国税庁の方にデータとしてくるというのが一つの現金での納付方法。

もう一つが、振替納税というのがございまして、これは民間等でも利用しているかと思っておりますけれども、もともと口座振替の契約を金融機関と納税者が行いまして、それが私どもの方にも①の納付書送付依頼というものが回ってきまして、そして納税者が申告をいたしますと、そのデータが納付書ということで②で金融機関に送付いたしまして、それがデータのやりとりで口座振替がなされるというやり方しております。

それから、16年の6月に電子納税というのを始めまして、これについては電子納税者が国税庁に対しまして、②でありますけれども、電子申告納税の開始届出書を出すと。

逆に①で、インターネットバンキングということで、納税者と金融機関の間で、こうい

う契約を結んでいただく。それが、マルチペイメントネットワークを通じて納付されるというシステム、この3つがございます。

クレジットカードによる納付の問題でございますけれども、基本的には、ここの調査票に書いてありますけれども、クレジット会社に納税者が委託して国税を立替払いするということになるかと思えますけれども、国税通則法第41条に規定する第三者納付というように考えられておまして、制度上、こういったことについては、クレジットカードを利用した納付というのは可能であると考えております。

ただ、若干課題というものがあまして、それがヒアリングの調査票の3.に書いてありますけれども、1つは期限内に納付が可能かということでございます。

クレジットカードの場合の現在の仕組みは、例えば商品の売買でありますと、それが成立した後、15日とか30日の後に代金が入金されるという仕組みになっているかと思えます。国税の納付の場合は、現金で日銀代理店あるいは税務署の方に納付されるということになっておまして、電子納税の場合についても、パソコンとか、あるいはATMというようなことで支払われておりますけれども、これもリアルタイムに納付されるということになっております。

したがって、クレジットカードを利用したときにも、同様の仕組みで国庫に入金できることが可能かどうかということになるかと思えます。

あと、一番大きな話は、手数料をだれが負担するかということございまして、通常クレジットカードの場合は、いわゆる支払いを受ける者が負担するというになっているかと思えます。

ただ、納税者が自ら金融機関に赴いて納付したような場合とか、あるいは口座振替で納付したような場合、あるいは電子納税でも私どもの方は、すべてネットで、100万円の税金だったら100万円もらうということが、一応、ずっと制度上やっておりますので、これを利用する場合に、例えば納税者負担とするようなクレジットカードの特約みたいな形ができるかどうかということになるかと思えます。

ちなみに、アメリカでもクレジットカードの支払いを認めているようですけれども、手数料が納税者負担ということになっているようでございます。

あとは、クレジットカードを利用した場合のシステムの構築の話があるかと思えますので、私どもの方とすれば、いろいろ、いわゆる税金の税目とか、それがいつの期間のものなのかとか、金額とか、どこの税務署とか、そういうような納付情報が必要になるわけでありまして、具体的にどのようなシステムを構築するかというところが見えてこない、何とも言えないものがあると。具体的に、ペイジーか何かに入っていけば、そういうこともあり得るのかなと思えますけれども、まだその部分のシステム構築等の問題があるかと考えております。

あと、その他のところで、メリット、デメリットということですが、先ほど申し上げましたように、メリットとすれば、キャッシュレスで決済ができるということになり

ますけれども、今、キャッシュレスで行っているものが、多分クレジットカードとなりますと、個人の納税者を想定しているんだろうと思いますけれども、実は振替納税が全納税者の7割5分ぐらいにも達しております、そういう意味では、かなり便利なシステムがワークしているということでございます。

あと、それ以外に電子納税ということも一応措置はしてあるということでございます。デメリットは、先ほど申し上げましたように、手数料等のコストの話はどうするかということになってくるかと思えます。これを一つの解決すべき課題であると認識しております。以上です。

原主査 簡潔にありがとうございました。

先ほど、社会保険料の方もクレジットカード決済の話が、厚生労働省の方からいただきましたので、国税ですから財務省ということになると思うんですが、厚生労働省の方では、早いものでは平成18年度とおっしゃっていただきましたので、次の年度に導入というのを考えていらっしゃるんですが、そういった期限というか、時間的なところのイメージは財務省としては、まだ考えていらっしゃらないということですか。

横山管理課長 要するに、制度上は可能なわけで、ですからそれをクレジット会社かどういいう仕組みで持ってくるかという具体的な提案がないと、まだ何とも言えないということなんだろうと思えます。

原主査 そうすると、こちらが質問で投げかけて、一応、回答として、とにかく今回は準備をしたということで、中でまだ検討会とか、そういう状況ではないということになりますか。

横山管理課長 制度上の問題は、こういう形で検討まではしたと。あと、どういうやり方をするとか、そういうのが見えてこないものですから、まだまだそういう提案がないと、なかなかこちらも乗りにくいということはあるかと思えます。

白石委員 先ほど厚労省さんは、いろいろクレジット会社なども入れて、実現を目途にいろいろ検討組織を立ち上げるということなんですが、財務省さんの方でも、こちらからそういうお願いをすれば、もっと2歩、3歩積極的に踏み出して対応していただくことは可能でございますか。

横山管理課長 別にうちの方は窓口を閉ざすなんていう気はさらさらありませんので、それぞれ民間の方で、私どもはこういうふうにしたいという材料があるならば、持ってきていただければ検討するのはやぶさかではない。

ただ、先ほど申し上げましたように、手数料の話とか、そういうのを明確にしていだかないと、我々の方は少なくともネットで100万だったら100万の税金は少なくともほしいということなんだろうと思えます。

白石委員 さっきの厚労省さんの御意見と、今の横山課長のスタンスの違いを私は感じるんですが、先ほどは国民年金保険料とか、国保の徴収率を上げるために、やはり義務感にかられている役所として、もう少しそこを上げるところが至上命題で、そのため

のツールとして、要するにマーケットオリエンテッドなわけです。利用者がより払いやすいように、かつ国の徴収率を上げるということで、これは民間にとっての一つのビジネスチャンスですけれども、先ほどの厚労省さんが徴収率を上げるというところに立脚されているのと比べて、横山さんは民間の提案を待っていらっしゃるというスタンスを感じるんですが。

横山管理課長 いや、逆に言えば、うちの方は97.7%の収納率なんです。というのは向こうの方は、他省庁の話を使うわけではないんですが。しかも1年経って99.7まで取っているんですよ。要するに納税義務ということで、相当の努力をしているわけです。しかも、うちの方は口座振替を昭和42年に入れたわけですね。それがワークするようにものすごい努力してきたわけです。ですから、個人で行けば75%ぐらいは達しているわけです。それがうまく機能しているような世界でやってきているので、別にクレジットカードを拒否するわけではないんですけれども。

白石委員 その九十何点何%に上げられたというのは、マンパワーによるコストをかけられている部分というのがおありになるわけでしょう。督促とかそういうところは、実際に人が出向いて払ってくださいますというところがあるわけではないんですか。

横山管理課長 97というのは自発的に納めている分です。督促して滞納整理して。

鈴木主査 国税は滞納処分のできるからという考えもあるからなのでしょうけれども、九十何%取れるからというのであぐらかいておっちは、徴収者側の論理であって、支払い側の論理からいったら、なるべく支払い方法を多様化して、そしてその人にとって最も便利な方法でやりたいと思うであろうということと考えたら、99.7で十分取れているからいいといって開き直らずに、民間のクレジット会社がビジネスとして言ってくるまでは待つと言わずに、そういう動きがあるのだから、待ち構えるのではなくて、あなたがたの方から積極的に1つの方法として考えるというのが、高い税金を納めている国民に対する態度ではないですか。

横山管理課長 要するに、いろんな多様性を持つということは非常に大事な話だと思っています。私ももまるっきりそういうような動きというものを無視しているわけではなくて、それなりに情報自体をいろいろ見る形にはしているんですが、どうもクレジット会社さんの、こんなことを言っただけですけれども、できれば国の方で負担してほしいという意向が、まだ正直言って強いような感じがするんです。そうじゃないスキームでどうですかということで、うちの方は行っているわけなので、うちは玉を投じているわけです。そういうスキームのないところでどうですかと言っているんです。

鈴木主査 けれども、国民年金とか健康保険の方は、国の側あるいは地方の側で負担すると言っている。それを1%にしようか、もっと安くなるだろうかということで、頭をいろいろ使って交渉しておられ。国税には国税の論理ありと言って、昔から自分たちは別だと言わんがばかりの姿勢を見せられるが、もう少し国のやることは統一性をもってやるべきではないかという感じもするのです。

横山管理課長　そういう意味で、先ほども申し上げましたように、手数料の話で、国が何%まで払ってやるとすると、逆に現金で持ってきた人とのバランスがありますね。その人たちのところへ全部、要するにクレジット会社の方に平均的に行くということになりますね。そのバランスをどうするんだと。

鈴木主査　それはあるけれども、私は郵便局で払っているけれども、あれは私が手数料を払っているのだろうか。

横山管理課長　あれは日銀の方に行きますので、日銀が国庫金を扱うということでのすべての形の手数料になっているんだろうと思います。

鈴木主査　それでは手数料はなしでやっていると。

横山管理課長　はい、うちの方はそうです。事務手数料として1件幾らという手数料がきつと払われているとは聞いていますけれども、ただ、それはクレジットカードのように、例えば金額の何%を払いますということではなくて、事務処理経費という意味合いです。

安念専門委員　それは、日銀と銀行の間でのやりとりですね。もともと国税庁さんの口座は日銀の中にあるわけだから、日銀のところに来てしまえば、国税庁さんとしては、それで仕事はおしまいだから、国税庁と日銀との間で格別に何かをしなければならぬという、それは文章のやりとりぐらいはあるだろうけれども、それはないわけですね。

とすると、問題は、結局、今の国税庁さんのスタンスは、手数料もあなた持ち、システム構築費もあなた持ちで、よかったらどうぞおやりくださいと、そういうことですね。

横山管理課長　システム構築は、具体的にどういうふうになるかはわかりませんが、うちの方に反射的に変えざるを得ないところが出てくるかもしれないかもしれませんが、そこはちょっとわかりません。

安念専門委員　そうすると、やはり限界的な費用と限界的な効用を比べるということになりますね。今はほとんど収納していて、それで多少なりともコストがかかるとすれば、それによって得られるところの税収がどれだけ増えるかということですね。

横山管理課長　今、徴税費が100円につき1.7円ですので、極めて低い形になっております。

鈴木主査　徴税費というのは。

横山管理課長　100円の税収を取るためにかかっている費用が1.7円。

安念専門委員　人件費も入れてですか。

横山管理課長　全部入れてです。

岡野管理課長補佐　調査とか課税も全部含めての話です。

鈴木主査　もう少し国民の利便というか払う側の利便を考えて、そんなの人ごとだよと言っておらず、少しは国らしく足並みをそろえて、手数料の問題というのはお互い頭が痛いところだろうけれども、何か前向きの姿勢を示さないと、何か踏ん反り返っているなど。

横山管理課長　これだけ頭を低くしているのに。

原主査　でも厚生労働省の方でもクレジットカード決済に踏み込まれますから、やはり

払う側からすると、こちらの手数料はこういう扱いで、こっちはまた違う扱いでというのは、ちょっと違和感というんでしょうか、国としてどういうスタンスがあるのかなとなりますので、やはりそこは。

横山管理課長 そこは、我々の方で決めるような話ではなく、各省統一の話だと思うんです。ですから、その考えをきっちりしてもらえれば別にいいだけの話で。

原主査 そうですね。だから、そういうところで待っていらっしゃるのではなくて、クレジット会社にも、厚生労働省の方にも少しお声がけしてどういうふうを考えるかという検討の輪の中に加わっていただけたらと思います。

鈴木主査 例えばほかの厚生労働省なんかとも協議して、統一のクレジットカードでの支払方式というものを検討して実行に移すべきであると、そういう提言を我々がするとしたらどうですか。

横山管理課長 クレジットカードで統一ですか。

鈴木主査 一緒に払うというケースもあるでしょう。

横山管理課長 逆にそれは、例えばVISAだったらVISA、そういうものを持って、それがそのときに同時に、例えば社保庁に行く、あるいは年金に行く、一方税金に行くというようなシステムということですか。

白石委員 今、特区の方で住民税をクレジットカードで払うというのが、落ちた中から再浮上して全国展開になったと思うんです。

国民側からすると、住民税はOKだけれども、では国税はといったときに、相当違和感というか、片方OKなのに、もう一方はだめだということになると。是非そこら辺も特区もクレジット会社を入れて検討しているようでございますので、鈴木主査がおっしゃったように、前向きにお願いしたいと思います。

横山管理課長 そこは検討するのは、別にいろんな情報を得て。

白石委員 検討するだけではなくて、実行も含めてということですか。

原主査 どうぞ。

大橋専門委員 先般の厚生労働省の話を知ると、若年者の保険料の納付が非常に悪いと。それから、そういうことにかんがみて、携帯電話からの納付も検討していると聞きましたけれども、国税についても若年者の徴収率というのは、それほど低くはないのかもしれないが、携帯電話を通じる納付ということも含めて検討はされているんでしょうか。

横山管理課長 もともと電子納税に携帯電話が入っています。

大橋専門委員 電子納税の方に、もう既に入っている。できるようになっているんですか。

横山管理課長 ATMもできるようになっているんです。ただ、ATMが、例えば今だと、みずほと、りそなしかなくて。

岡野管理課長補佐 あと地方銀行もあります。

横山管理課長 地方銀行は、京葉とか、そういうのがあつたんです。あれが増えれば、こ

ちらとするならば、極めて便利なシステムになるんだろうと思います。

岡野管理課長補佐 携帯電話か何かは、かなりの銀行がもう既に対応しているはずです。ですから、インターネットバンキングと言われる、民間のインフラそのものが電子納税の入口になっていますので、その意味ではインターネットバンキングができますという金融機関であれば、それらの電子納税ができるという仕組みになっています。

鈴木主査 コンビニでの納税は。

横山管理課長 コンビニの納税も、結局そこは、私の感じだと、要するにそこに納付情報が入らないとだめなんだろうと思うんです。

鈴木主査 何の情報ですか。

横山管理課長 納付情報です。例えば、今、納める税金は何ですか、いつの分の、例えば昭和 16 年分の所得税ですと。それはだれの名前で納めますか、どこの税務署ですかというところを入れていかないとだめなんだろうと思うんです。

それが、今のペイジーというシステムがありまして、そこで例えば銀行で A T M になりますと、そこから全部納付できる。それが全部打ち込まれるわけです。

ところが、コンビニのものも、仮に。

岡野管理課長補佐 コンビニの A T M にはまだないです。

鈴木主査 地方税ではやっているでしょう。

岡野管理課長補佐 それは、コンビニの窓口での納付だと思えますけれども、国税の場合、納付書自体をこちらから金額を確定して、納税者の方にお送りするという制度になっておりません。

鈴木主査 納付書が来るでしょう。

岡野管理課長補佐 納付書は、お送りしていても、それは金額が入っていないとか。

鈴木主査 金額はそうだ、自分で計算してこれだけだということになったら、そのまま払えばよいのだから。

岡野管理課長補佐 そうですね。今、コンビニの窓口で扱っている、例えば地方税もそうだと思いますし、それから電気料金、ガス料金、そういったものは金額が確定して、それらがすべてバーコードの中に収められているといったら変ですけれども、それが 1 対 1 でデータとして収納機関側の情報としてあるもの、それと窓口で収納したというバーコードの読み取りデータが、収納機関側がマッチングされるということで、今、幾ら窓口に入ったというのが翌日ぐらいにわかるんでしょうか、そういった仕組みになっていると聞いております。

ただ、国税の場合、幾らかというのは、納税者の方が御自分で確定するということになりますので、確定した後、納付書を送るというそもそもの制度が違いますので、申告データに基づいて納付書を全部つくって、翌年度のどこかで払ってもらおうという仕組みに制度がなっていれば、コンビニの納付というのも実現できるんだろうと思いますが、今、すぐにそういった形になっておりませんので、制度的にちょっと難しいのかなと考えております。

す。

鈴木主査 2002年のときに、あなたがたの先輩が抵抗された。地方税はやっているのだから国税もやってくれと言ったら、そのコンビニがつぶれてしまったらどうのこうのと言って、そしてATMを代わりに認めようということにしたのです。

だから、もう時間も経ったのだから、コンビニでの納付というのも認めるということに変えませんか。地方税では、もうそうなっているのだから。

岡野管理課長補佐 そうなりますと、制度上そういうことが可能かなと。例えば、2月中に申告した方に、3月15日までに納めてくださいと納付書をつくってお送りして、3月15日までに納めてもらうと。そこまではできるかもしれませんが、3月15日に申告をして、その日に納期限に来る方に、税務署まで出向けがいいですけれども、申告書を郵送しても結構ですと申しあげているので、そこら辺のバランスと思うんですけれども。

鈴木主査 そういう議論ではなかった。何だかわけがわからないけれども、あれは安念さんもやっていたでしょう。

安念専門委員 あのときは、やはりコンビニのデフォルトリスクをだれが取るのというのが議論としての主眼だったですね。

確かに今のお話を伺ってみると、確定申告制度を取っている以上は、官庁が決めるわけではないし、確定申告で金額が決まったデータの載った葉書みたいなのを送って、それでコンビニでやる、あるいはクレジットカードでやるとなると、確かにその話だけ聞くと、それなりに口振の方が簡単じゃないかというのは、確かにそうなんですけれども。

岡野管理課長補佐 地方税の場合ですと、例えば申告しても翌年度の4期の納付なのか、5期なのか、そういったような納付体系になっていると思うんですけれども、国税の場合は、前年の申告に基づいて申告していただいて、その日に納付していただく。ほとんどというか、全部の税がそういう体系になっておりますので。

鈴木主査 3月15日に納付するというのに対する責任とリスクは、納税者が持っているのだから、コンビニで払うとしても、それに間に合わない滞納になるというのは、リスクが国税庁にあるのではなくて納税者にあるのだから、そういうふうに配慮してやるはずなのだから、何も問題はないではないですか。

岡野管理課長補佐 ただ、申告期限も同時期にございますので、確定するのはもっと早くやると。

鈴木主査 仮に申告書が16日に付いたとしても、お金の方が15日に日銀の中に入れていいんでしょう。

横山管理課長 違います。申告し、納付しです。申告が遅れたら、いかにお金が入って、あるいは無申告加算税が付くんです。期限超え申告も付くんです。申告し、納付しです。

岡野管理課長補佐 先ほども申しあげましたように、その納付書の納付金額が確定するという行為は、申告で確定いたしますので、あらかじめこちらから納付書を渡しておく。

そこには金額が書いていない納付書を渡しておいて、そこに自分で書いていただいて、コンビニに持って行っていただいても、その情報だけではバーコードにそういったものが入っていないという形になってしまうことになるんですけども、それでも今後解決していかなければいけない問題なのかもしれないんですが、インターネットとか、いろいろありますので、ただ、今の段階ではちょっと難しいかなと考えております。

鈴木主査 では、地方税はどうやってやっているのだろう。バーコードとか何とか。

岡野管理課長補佐 地方税は、申告をしていただくのが3月ですけども、納付の期限は6、9、11とか、住民税とかは、たしか翌年にずっとあるんです。ですから、バーコードの付いた納付書をお送りして、ではこれはいつまでに納めてくださいと。金額はもう済んでいるということです。

安念専門委員 確定自体は、行政庁の処分として行われるわけですね。その点が違うんでしょうね。

原主査 いろいろ納税の手法も多様化というんでしょうか、いろんなルートというのがあるかと思しますので、今後もコンビニのことも含めて検討を重ねていきたいという感じがいたしますので、今日のところは。

鈴木主査 考え方を徴収者の都合にばかりに置かず、支払う人の利便に置いてくださいということを注文しておきます。

大橋専門委員 ささいなことなんですが、今、決済をやるうということと検討をしているわけだけでも、その検討の中身の一つとして、クレジット決済による納付が仮に制度化されたときに、現在、75%が口座振替になっていると思いますけれども、その75%がクレジット決済の方にシフトするとか、どのくらい移るという想定とか、予測をされているか。そんな予測はしていませんということなのか、もし予測をしているんだったら、どのくらいだと考えているのか、教えていただきたい。

横山管理課長 基本的には、そういう計算はしていないんですが、仮にアメリカのように、納税者が納税金額の2.5%とか3%を払うということであるならば、口座振替は1回届け出れば、ずっと毎年口座振替になりますので、多分クレジットカードにシフトはしないだろうと。

大橋専門委員 そうすると、手数料の有無とか、納税者の負担の有無がクレジット決済の成否につながるということですか。

横山管理課長 そうです。

岡野管理課長補佐 逆であれば、きっとポイントがどうか、いろんな問題があると思いますけれども、そういったもので流れてくると、そういった負担は結局全体の税金から出ることになりますので、別に使う人も使わない人もみんなが負担してくるということもあるわけで、これは社保庁さんも一緒だと思いますけれども、他の方の負担で、その方がポイントまで付けるかどうかという話はあると思うので、やはり全体として本当にどうすべきかというのは考えないといけないんだろうと思います。

鈴木主査 その費目の種類によって手数料の支払い義務は変わっても別に構わないではないかと問題を考えるか、いや、これは一律に考えるべきだと考えるか、どう思いますか。

大橋専門委員 一つの政策ですから、それぞれの各省が適切だと思うのを採択すればいいような感じがしますね。政府として一律にやるかどうか、その必要はないと思いますね。

安念専門委員 だから、今すぐ納税者の側だって、国税に関してクレジットカードでどうしても納付したいという人が多数いるとは、私も思いません。

問題は、昔は国保だって、大体みんな納めていたわけだけれども、だんだん世の中の風潮なのか、制度に対する信頼性なのか、そもそも日本人が不真面目になったのか、将来的には国税だって、今ほどの収納率ではなくなるだろうという見通しの方が、むしろ健全、健全というのは下がるのが健全というんではなくて、その方がプルデンシャルな見通しですね。

そうなったときの対策の1つとしては、やはり選択肢を狭めておかず、あらかじめ研究しておくという価値は十分あるんじゃないかという気がします。

原主査 それでは、また今後の検討課題ということで、是非中でも検討を尽くしておいていただき、また意見交換ができたらと考えております。

鈴木主査 コンビニの件は、あのとき随分反対された。反対理由がよくわからなかったが、コンビニがつぶれてしまうという話で反対されたと記憶している。そういう経緯を持っているから、この際解決したいので、研究してみてください。

原主査 では、どうも今日はお疲れ様でした。ありがとうございました。